

農業土木を 支えてきた人々

ヒノカワ 簸川平野の農業土木史に輝く大梶七兵衛朝泰

嘉 本 久 仁 男* 濱 崎 龍 一**

I. はじめに

出雲国風土記によれば、^{トリカミ}“出雲大川(斐伊川)は島上山より東に流れ仁多・大原を経て出雲郡に出、北に流れ更に西流して神門水海に入る”とある。すなわち当時の簸川平野は現在とは大いに異なり、宍道湖の汀線は今よりもはるか西にあり、また平野の西部には神門水海があつて、斐伊川・神戸川はこれに注いでいた。それから数百年、江戸時代のはじめごろには、斐伊川・神戸川の流砂は逐次神門水海を埋め、強い西風に吹き寄せられて沿岸のここかしこに小砂丘を作り、川は洪水のたびに氾濫していたるところに湖沼を形づくり、しかも用水の便に乏しく干天には涸れる状態で、平野のうちに沃田は甚だ少なく、荒野蕪田相望む有様であった。

江戸時代に入ると、領主による土木事業は領国発展のため盛んに行われた。斐伊川は寛永のころ東流して宍道湖に注ぐようになったといわれ、松江藩もまた斐伊川・宍道湖の治水には意を用いた。寛永12年(1635)に始まった大川(斐伊川)築堤工事、寛永18年の神戸川馬木大土手改修などがこれである。こうして治水工事により河道が安定すると、周辺の開発が容易となる。太平の世においては、領土の拡張は新田開発によらざるを得ない。こうして藩は拓殖に力を注ぐこととなった。「土功記」に「寛永18年御普請方役(藩直轄の土木事業を担当する役)初めり」と記されている。

この機運の中に、拓殖救民を己が任とし、不撓不屈の精神をもって事にあたり、資産をなげうち、身命を賭して、遂に希代の功績をあげ、無窮の公益を長く後世に施したのが大梶七兵衛朝泰である。

II. 家系と略歴

大梶七兵衛朝泰は、元和七年(1621)出雲国神門郡古志村(現出雲市古志町)に生れた。その先祖について

* 出雲グリーン株式会社(前)島根県農林水産部技監(かもとくにお)

** 島根県農林水産部耕地第一課(せざきりゅういち)

は、もと津山藩の家老であったが、関ヶ原役後大阪方の故に知行を没収され、出雲国古志郷に下って帰農したとも、毛利の遺臣で芸州吉田から移ったともいわれる。通常「大梶」といっているが、これは後代のもので、生存中は「かじ七兵衛」と呼ばれ、藩の文書では「梶」または「鍛治」の文字をあてている。「大梶」と改めて呼ばれたのは明治維新のことと思われる。しかし本姓は「林」であり、公に対する場合は「梶」さもないときは「林」を名乗ったようである。

七兵衛出生のころは家産800石を算したという。七兵衛が何故に古志を離れたかは明らかでないが、芦渡村元坪(現出雲市芦渡町)に渡り、さらに知井宮村東谷栗坪(現出雲市神門町)に移ったという。

後年荒木浜拓殖の事業を起こすに及んで遂に延宝5年(1677)居を荒木浜に移した。かくて高瀬川の開削、差海川の開削、十間川の開削等々土功に次ぐ土功をもってし、不朽の業をなしとげた。これら記録に残るものほかにも、巷間七兵衛朝泰の手になると伝えられるものも多い。

藩はその功績に対し、湊原大肝煎の職を与え、目代、庄屋の上にあるものとし、上畠1町2反歩と御免屋敷を与えた。元禄2年(1689)には生涯格式下郡並を与え、3人扶持を給せられた。

しかしこの栄誉も束の間、元禄2年5月25日69才を一期としてその生涯をとした。墓は現出雲市古志町正法寺旧寺跡(古志郷の居住地隣地)にあり、法名大誉元了義忠居士(昭和9年追贈されて慈善院殿大誉元了義忠居士)という。

III. 主な農業土木事業

1. 荒木浜の拓殖

(1) 造林砂防一八通り松林一 七兵衛朝泰の第一の事業は、荒木浜の拓殖であった。この地の開拓は、藩としてもつとに着目するところがあったが、何分にも荒木浜

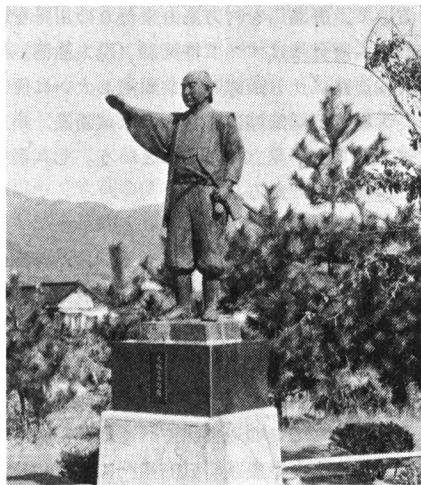


写真-1 大槻七兵衛の像

と呼ばれるほどで、風による砂丘の変化をまりなく、度々の見分も何ら策を見るに至らなかった。

七兵衛はこの拓殖に志を立て、防風林の植栽がまず急務と考えた。しかし白砂荒漠の地を緑の樹林とする方法如何、七兵衛の苦心はここにあった。伝承によると柴柴をもって高さ4尺ほどの垣をつくり、吹き荒ぶ風によって運ばれた砂をこれに受け、堆積を待つてその上に6～7尺ほどの垣をつくりそこへまた堆積させる。こうして垣を重ねること數十回遂に砂丘を築き得た。砂丘の裏側に秋胡子・浜萩などを植え、その繁茂によって砂を固結させた。次にこの地から南方3里の乙立村（現出雲市乙立町）で仕立てた松苗を植林したが、苗の根には4寸角位の粘土をつけ、植えた根方にも粘土を1升位づつ埋めた。この植林にあたり、八条の平行線に植えたので世に「八通りの松林」または「八通り山」という。こうして不毛の地に一大美林をつくりあげた。これが拓殖の第一歩である。

(2) 移民招撫 烈風を遮る松林はできたが、進んで入植する者がいない。七兵衛は卒先窮行あるのみと、延宝5年(1677)，奮然拳家故郷を離れ荒木渓に移住した。時に齢57歳であった。藩もまた同年12月、神門郡代樋野新丞に対し、いわゆる「七ヶ条の特例」を下した。

覚

一今度渕原新町取立候付御銀弐拾貫目借用申付候事
一大坂御上せ米神門郡内手寄次第船積可被申付事
一御米藏新造可被申付事
一神門郡之内井手筋川舟往来梶七兵衛見立候通可被申付事
一乙立村所原村より出候竹神門郡灘筋塩新町にて売買

候様に可被申付事

一今度新町入用之木材神門郡内御立山にて遣可被申候竹者百姓屋敷にて相応の直段に売買候様に可被申付候事

一他国商人荷物者相対次第新町江出候様に可被申付事
右者渕原新町取立候付而如斯申渡候猶又甲乙無之様見合可被申付候壳酒并見物事者新町出来候而可申渡候以上

巳閏十二月廿三日

石原九左衛門 花押
村松 民部 花押
三谷 権太夫 花押

(大槻七兵衛氏蔵)

この渕原新町は人寄せの手段として新田村建設の前の町屋づくりとして建設されたと考える。藩の特例を見るに今度渕原新町の建設にあたり資金として銀20貫文を貸与するとし、次いで租米を大阪に送るため船積みは便宜のところでするという特権を与え、藩米用の米倉の新造を約し、川舟往来のこと（後の高瀬川の開削か）を規定した後、今後山間部から出る竹や浜方の塩は、すべて新町で売買されること、新町家屋の建築資材は郡内の藩林より下賜すること、他国商人の荷が着いたら新町へ出すようにということ、さらに町の発達に従って、酒類の売買や見世物の興行を許可するなどを令している。

このように保護をうけてようやく、延宝7年（1679）には43人が住みつき藩は1人当たり13石の田地を与えた。こうして不毛の地に開拓の曙光を見るに至って、藩は七兵衛を「渕原大肝煎」に任じ、拓殖に縦横の才をふるわせた。これぞ拓殖の第二歩である。

(3) 移民の警護と教化 開拓の功を急ぐ藩は、なるべく多くの民を移住させるため、諸方の牢人百姓や、不届有之者（犯罪者）をここへ追放した。これは古今東西を通じて行われた流刑殖民の法である。こうして人口は増加したが風紀上の問題が生ずるに至った。藩は鉢屋を移住させて草賊取締りにあたらせ、その支配に七兵衛を任せた。天和3年(1683)7月の「覚」に、「渕大肝煎梶七兵衛に候得者、其方心次第、鉢屋之儀可申付事」とある。こうして警護の体制はとれた。しかし法をもって取締るばかりでなく、目に一丁字なき農民を教化善導することこそ拓殖最終の仕上げである。七兵衛はこのため神社創立を企て、延宝年中に産土神として恵比須大明神並に総荒神を観請し、貞享3年(1686)公儀に願い出で鳥屋尾長門を神職に補した。藩は検地の際、惣荒神領3町歩、神主屋敷3段歩を下している。

(4) 高瀬川の開削 荒木浜の拓殖は苦心の末着々進捗した。「郷方古今覚書」に「御免地共ニ田畠百七十九町七

反余ノ高ニ御座候」とある。ところで、ここで一つの大きな問題は、元来砂地で灌漑の便に欠けているのをどうするかであった。もちろん開拓のはじめに全く水の目当てがなかったはずはない。藩の特例にも「……井手筋川舟往来柵七兵衛見立候通可被申付事」とあるのはその証ではあるまいか、そして今いよいよ大用水（高瀬川）開削の秋が来た。

水源には斐伊川を選び、石塚村（現出雲市大津町）の汗入ヶ池（大蛇が苦悶した一出雲の方言で苦悶をアセルという一ことからこの名があるという。）に底樋を伏せ水を取り入れた。「郷方古今覚書」の書き込みに「石塚より中荒木迄、高瀬川、横二間、長四千百六十間、出来八貞亨四卯年、大鍛治七兵衛尺立」とある。伝承によると、七兵衛は、高瀬川開削を企てた時、国富村（現平田市）の旅伏山に参籠し、心願をこめたところ、一天ぬぐうが如き晴朗の日に、紫雲眼下にたなびいて東より西に流れるを見、これぞ神のみしるしとその雲氣の跡をたどって川筋を選んだという。川筋は高くまた砂地であったため、川底一面に葦を敷き、その上に粘土を敷きつめて漏水を防いだという。その苦心もさることながら費用も莫大なものだったと思われる。

藩もまた高瀬川の開削には非常に意を用いた。完成の年正月2日の「国令」に、「神門郡荒木浜井出筋、当正月十二日ヨリ二月中旬作付以前ニ普請成就候様可仕事」と、早期完工を厳命している。ここに特筆したいのはこの事業を失業対策事業として実施したことである。「国令」によると、「当年ハ米高直付萬民為御救、日雇ヲ以申付候、不限何郡不依老若勝手次第罷出候者相応賃米錢可被下之候、致彼地普請奉行某某可受差図事」とあり、さらにその賃米を規定して、5里以内の者は1人1日1升5合、5里以上は1升7合としている。

こうして藩の督励と七兵衛の努力によって貞亨4年（1687）高瀬川は見事完成した。時に七兵衛朝泰67才であった。川幅4間、水程2里といわれ松江藩第一の長大用水路であった。その恩恵を受ける面積は当時約300町、村数13カ村であったといわれ、現在では出雲市・大社町の847haに及んでいる。

高瀬川開削の利は単に灌漑に止どまらず、高瀬舟を浮べて物資の運搬路としての効用も大きかった。

從来松江藩では、雲南山間地帯の租米を宍道湖西岸の庄原（現簸川郡斐川町）に集結し、（寛文4年（1664）庄原川方設置）宍道湖上を松江へ輸送していた。荒木浜拓殖に当たりすでに輸送路変更の企てがあったと見え、「特別」の中に御米蔵新造のことや租米船積のことを規定していたが、高瀬川が完成すると正徳5年（1715）「荒木川

方」を置いて、高瀬川を村方あり來たりの川舟を使用して輸送し、大阪登米はすべて杵築灘（現大社湾）から積出し、前輸送路に比し距離時間共短縮し大いに便を得たという。大堀家伝記録控によると、米蔵新造、川方建設などすべて七兵衛が見立てたものという。七兵衛の功たるや大といふべしである。

2. 差海川の開削

斐伊川・神戸川の日本海に吐出する泥砂が西風に押され、河口に長い砂州で囲まれた小湖を形成し、神西湖と呼ばれた。湖に吐口がなく、洪水に遭うと湖浜一帯の耕地は浸水し、自然減水に長日時を要した。ここに間島作庵なる人物あり、出雲大社参拝の途中神西湖氾濫の惨状を見、排水によってこの患を除くべく地元神西沖村（現出雲市神西沖町）の豪農藤崎五右衛門にはかったといふ。五右衛門は作庵の企てに賛同したが、何分にも土工に通ぜぬ悲しさ思うにまかせない。そこでかねて土功の誉高い七兵衛を訪ね、排水の完成を懇願したといふ。

当時高瀬川の開削工事中にも拘らず、七兵衛は地元の要請に決起し、実地を踏査し地形を案じ切貫きを行って湖水を日本海に吐出する設計をなし、貞亨3年（1686）着工、翌年竣工した。「郷方古今覚書」によれば「横十四間、長七百間」といい、これを差海川と呼んだ。

この開削は単に多年の洪水被害を除いたばかりでなく、湖水位の低下により湖畔に多くの新田（380町歩といふ）が造成された。文化5年（1808）に5代大堀七兵衛より差出した「勤公書出」には、差海川開削のため「都合二千石計り増石に相成候」とある。

3. 馬木岩樋および十間川の開削

高瀬川の開削により荒木浜が潤い、差海川の切貫きによって神西湖周辺が干拓された。郡内で残る問題は古志知井宮あたりの灌漑である。かくて起されたのが馬木岩樋および十間川の開削事業であった。水源を神戸川に求め、所原（現出雲市所原町）字知谷より懸崖に500間の小渠をうがち、次に約10間の岩樋、次に山すその掘削約55間、その次に堤塘を築いていわゆる十間川（敷幅が約10間であったといふ）を造った。

元禄2年（1689）、藩は馬木村（現出雲市馬木町）より神西村（現出雲市東神西町外）に至る用水川を作ることを七兵衛に命じ、郡奉行岸崎左久次時熙にこれを監督させた（大堀七兵衛に命じ大堰を馬木村に作らしめ、岸崎時熙之を監す。一出雲私史一）。この年の正月藩は「国令」を出して、このたびの馬木よりの用水川御普請について、手違い油断なきよう下知あるべきことをはじめ種々詳細な指令を、郡奉行岸崎左久次、地方役人鶴飼滝右衛門らに与えている。

水源を馬木村に得た由来について次の伝承がある。

「多聞院旧記に曰く、貞亨年間、本郡代官鵜飼滝右衛門荒蕪地の多くして米麦を播くを知らざるを慨し、その設計を大槻七兵衛に命ず。七兵衛誠心誠意尊像に祈り、一夜靈夢によりて水源を馬木に得、直ちに土工を起し、渠を掘り以って水利の便を計れり。今の十間川はなり…」

こうして全長約5,000間の十間川は成り、荒蕪地に神戸川の水が注がれ、從来の成田は沃田に、畑は田に、また7カ所の池・沼を良田と化した。「郷方古今覚書」によれば、一万石余の用水の潤沢と新田百七十八石ができるという。現在では出雲市内の馬木町など570haが受益している。この結果、地域内農民の生活が豊かになったことは、当時の俚謡を対比すればほうふつたるものがある。

「娘やるまい古志・知井宮へ、粟やくまごのからはたき」

「娘やりたや古志・知井宮へ、畑は田にして米どころ」

4. その他の農業土木事業

(1) 来原岩樋 元禄2年(1689)5月25日、七兵衛は69才を一期として事多かりし生涯を終った。その病あらたまるや枕頭に嗣子忠左衛門朝定を呼んで、「惣方の開発もあらまし成就したが、心にかかるは石塚村汗入ヶ池底樋のことである。あれは年数を経ると破壊の恐れがある。万一満水の折り危険の状があれば、藩に願出て、岩樋を切貫き汗入ヶ池を埋立て、また間府を切貫け」と遺命し、それぞれ工事の仕様書を授けた。ところが忠左衛門朝定はそのわずか4カ月後ににわかに没し、孫の才蔵はその時わずか6才であった。元禄12年(1699)、才蔵は成人して忠左衛門朝則となり、出願して藩命をうけ祖父の遺業岩樋の開削に着手し翌年竣工した。

岩樋は石塚村来原(現出雲市大津町)にあり、岩樋山という小丘の山脚の岩石をうがち、間府(高さ2丈6尺、幅8尺5寸、長さ6間)に統いて切開き(長さ12間、幅8尺、深さ2間余)があり、それに統いて池(東西22間、南北8間余の瓢形)を設けた。取入口には花崗岩の柱を8尺の距離に建て、柱に縦溝を掘り乱戸板という木板を落して流入量を加減した。板は20枚あって間府口を塞ぐことができ、木棒に鉤を取りつけて上げ下ししたが、重量および水圧のため操作が困難なときは、鉤についた綱を万力にかけて引上げた。また水口に閘門を設け舟が上下できるようにした。

瓢形の池に注いだ水は、一部は西の方間府川に流れ、大部は北の方高瀬川に流れる。かくして高瀬川の取水口は万全の備となり、現今もなお岩樋による取水は続き、永くその恩恵をたれている。

(2) 間府川 上塩治村(現出雲市上塩治町)唯谷、半分の部落の用水不足を救うため、間府山を切貫き(水路トンネル)来原岩樋より導水した。暗渠の高さ8尺、幅4尺、長さ194間余といふ。現在この川の水利をうけるもの約170haに及ぶ。大槻家の口伝によれば、切貫きにあたり、坑夫に方向を知らせるため、一刻おきに山上を法螺貝を吹きながら往来したという。「大槻家伝記録控」によれば、これも祖父の遺計を藩に願出、正徳2年(1712)忠左衛門朝則が成就したといふ。

(3) 馬木大石堰 十間川の神戸川よりの取水渠は、その後たびたび水害を蒙ったので、正徳3年(1713)馬木・所原(現出雲市馬木町・所原町)の境界で神戸川を横断し、一大石堰を築いて取水することとした。縦横300間の場所に巨石を積重ね、粘土で綴合し流水を断口する。そこを歯口と呼び、歯口より終尾に至るに従い、漸時低下して水の抵抗を緩和させている。樋口には閘門を設け、水量の加減を容易にし、舟川を作つて舟筏の通行をはかり、砂貫川を通して土砂の堆積を防ぎ、右岸には本堤・副堤を三重に構築している。驚くべき周到な用意がなされた堅牢無比の大石堰の完成によって十間川の取水は万全を期することができた。これもまた七兵衛の遺計によると伝えられる。

(4) 妙仙寺川 間府川開削のころ、高瀬川の分流として妙仙寺川を開く。明治19年(1886)の妙仙寺川水利は(現出雲市塩治町など)200余町であったといふ。

IV. その後の大槻家

1. 大槻家の盛衰

初代大槻七兵衛朝泰は、その栄誉の絶頂であった元禄2年(1689)忽焉として没した。2代は忠左衛門朝定といふ、神門郡宇那手村(現出雲市宇那手町)本田久兵衛の次男といふ(本田家は現在出雲市大津町来原に住し来原岩樋の樋守を世襲している)。父を助けて荒木拓殖につくし、貞亨元年(1684)湊原新町目代を命ぜられた。しかし元禄2年9月27日、32才の若さで突然没した。

3代は才蔵といふ、長じて忠左衛門朝則といつた。6才にして祖父・父に相次いで死別し、しかも祖父七兵衛拝領の御免地・御免屋敷をことごとく没収され仕法のやむなきに至り親類に引きとられ母の手によって養育された。しかし長ずるに及んで祖父の志を継いで土工につくし、来原岩樋、馬木大石堰、間府川などの事業に功があり、御免屋敷を賜られ、再び中荒木の故地に帰り住み連綿当代に至っている。宝曆4年(1754)71才で没した。

4代七兵衛朝久は、正徳4年(1714)12月生れで、天明6年(1786)2月菱根外15カ村内にある御立山横目を

命ぜられ、同年8月より2人扶持を給せられた。爾来この職は大梶家の世襲となり明治に至った。

4代以来代々七兵衛を襲名して現在に至り、当代は12代目である。一方先祖林家の流れと称する家が、現出雲市古志町・芦渡町・知井宮町・大島町などに残っている。

2. 顕 彰

明治維新を迎え、出雲の偉人大梶七兵衛朝泰の事蹟がようやく広く世に知られるようになった。

明治15年(1882)3月20日、東京開催の山林共進会に九代目大梶栄左衛門(後七兵衛襲名)が八通り山林の事蹟を出品し、農商務大臣より故大梶七兵衛あて褒賞が下賜された。

明治20年七兵衛朝泰の墓所である古志正法寺の海応上人が、墓碑の破壊を悼んで水利関係の有志にはかり、旧墓石を埋めた上に新墓碑を建立して法要を営んだ。古志林家と正法寺は隣接していたというが、いずれも移転して現在は墓のみが残っている。

明治24年7月10日、七兵衛朝泰の功により、追賞金50円下贈あり、このころから世の認識が急に深まった。

明治44年10月10日、荒木村尋常小学校(現大社町立荒木小学校)開校にあたり、忠左衛門朝則の表彰を行う。

大正元年(1912)11月23日、荒木村内省線大社駅前に七兵衛朝泰の紀功碑が竣工し、郡農会の手で除幕式、招魂祭が行われた。

大正4年11月10日、特旨をもって従五位を贈られ、榮誉ここにきわまる。つづいて大正5年5月13日、古志正法寺境内に位牌堂が建立され、大梶三代の位牌を安置した。

簸川郡の教育界においては、明治以来肖像画の配布、頌徳歌の制定、事蹟紙芝居の配布など大いに遺徳を偲び、顕彰につとめている。

昭和14年(1939)、八通り山林所有の有志により、八通り山林中に大梶神社創設、ついに神として祀られ永く崇敬せられることとなった。

戦後の産業の振興と地域の発展に伴い、遺徳をたたえる声はますます大となり、記念碑、銅像の建立、270年祭の執行など相次いで行われ、大梶三代の開拓精神は、脈々として今日に流れている。あたかもその手になる疎水の流れのように。

3. 遺 品

簸川郡大社町中荒木の大梶家には、七兵衛朝泰の遺品が大梶家の盛衰を秘めて、今日に伝えられている。

拝領物と思われる袴、日常身につけたと思われる革袋、根締めの類などのほかに、恐らく測量設計の具と思われ

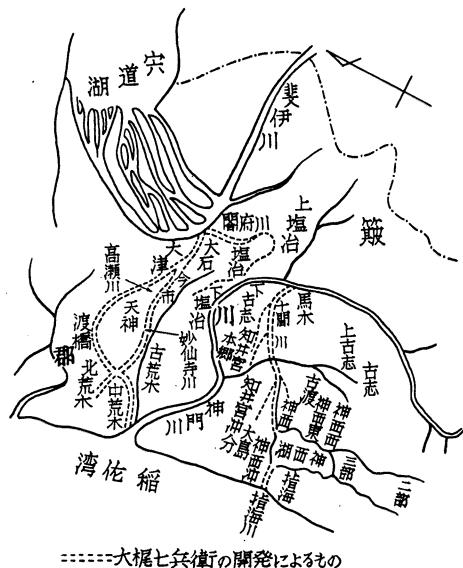


図-1 大梶七兵衛土功図

るもののが数点あり、往時を想起して興味津々たるものがある。

1. 竹の根を加工し中の穴に袋を入れ袋に墨汁を含ませたもの……野外における目印用か、(マジックイシクの元祖か)
2. 木製の円板(中心に穴あり)……遠視用か
3. 真鍮製折尺(5寸×2の1尺)……折尺の元祖か
4. 磁石(東西南北、十二支記入あり、木製円筒型)……コンパスの元祖か

V. あとがき

七兵衛朝泰のころ、神門平地における開発可能地としては、菱根池周辺、湊原砂丘地、茅原・西園、および神西湖周辺、神戸川南岸(古志・知井宮)があった。このうち菱根池と茅原・西園はすでに三木与兵衛、秦喜兵衛によって開拓が進められていた。したがって、七兵衛の事業は、まず荒木浜の拓殖にはじまり、ついで高瀬川の開削、差海川の開削(神西湖周辺の開発)、十間川の開削(神戸川南岸の開発)を行った。こうして荒蕪の地のほとんどが七兵衛によって開発された。七兵衛没後のこの地域の開発事業としては、来原岩樋、馬木石堰などがあるが、いずれも七兵衛の遺計によるといわれる。

大梶家伝記録控に「七兵衛工風をもって凡そ高1万3千石ばかり御高増」とある。今に残る七兵衛の肖像に接すると、沈着篤実の威風がある。拓殖土功に志を立て、櫛風沐雨幾十年、家産を公益に費したばかりか、子孫に

遺計して斯業を完成されたことは敬服のほかない。子孫に盛衰はありといふも、今なお連綿として高瀬川の水と共に絶えず、岩壠と共に牢固たることは、もって故あるかなである。

注) 土功記（土工記とも書く）

編者、成立年不明。出雲国の河川工事の受持作業分担と、河川堤防の各地点における川幅・形状を記した資料で、藩が治水行政の資に供するため各地から提出させまとめたものである。写本は文政3年（1820）のが確認されている。

○郷方古今覚書

編者不詳、宝曆元年（1751）成立。松江藩の郷方について諸事を記録している。とくに出雲国の大堀七兵衛朝泰、斐伊川の洪水・治水について詳しい。

○出雲私史

桃節山著、文久2年（1862）成立、12巻。明治以前の出雲の歴史を完述した唯一の出雲の通史。

参考文献

大堀七兵衛朝泰伝、島根県旧藩美蹟、島根県史

[1982. 10. 23. 受稿]